

○人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法第58条の2及び鳩山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、令和6年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用状況 (R6年度)

新規採用	再任用	合計
13人	3人	16人

(2)職員の退職等の状況 (令和6年度内退職)

定年退職	勸奨退職	自己都合	その他	合計
1人	3人	4人	2人	10人

(3)部門別職員数の状況と増減 (各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年度 増減数
部門		R6年度	R7年度	
一般行政 部門	議会	2	2	0
	総務	29	29	0
	税務	9	8	△ 1
	民生	16	18	2
	衛生	14	13	△ 1
	農林水産	8	8	0
	商工			0
	土木	9	8	△ 1
	小計	87	86	△ 1
特別行政 部門	教育	20	20	0
	小計	20	20	0
普通会計 計		107	106	△ 1
公営企業等 会計部門	水道	7	7	0
	下水道	2	2	0
	その他	7	8	1
	小計	16	17	1
合計		123	123	0

※次の①～③の職員を除いています。①特別職②組合派遣職員③非常勤職員及び再任用職員(短時間勤務)

※対前年度増減数0人は、令和6年7月1日付け・同年12月1日付け・令和7年4月1日付け新規採用職員と新規再任用の10人から令和6年度退職者10人を引いた数となっています。

2 職員の人事評価の状況

人事評価は、業績評価(各自の業務目標に基づく評価)、能力評価をそれぞれ点数評価し、

2評価の合計を2で除算したものを総合評価としています。

また、総合評価については職級ごとに順位を付け、成績優良者に対しては加算、逆に成績不良者に対しては減額をするなど、その結果を勤勉手当(6月賞与支給時)に反映させています。

なお、育児休業者・休職者・派遣職員・再任用職員等は、除きます。

3 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 R7.1.1	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	人件費率 (前年度)
R6年度	12,782人	5,633,726千円	261,125千円	1,034,015千円	18.4%	16.8%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬なども含まれます。

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給与費				1人当たり給与費
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
R6年度	107人	375,300千円	81,521千円	153,225千円	610,046千円	5,701千円

※給与費中の職員手当には、退職手当を含みません。

※職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。

(3)職員の平均給料月額と平均年齢の状況 R07.04.01現在

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政部門	86人	41.7歳	319,929円
特別行政部門	20人	45.9歳	348,980円

※平均年齢=10進法表示

(4)ラスパイレス指数の推移(一般行政職)

R3年	R4年	R5年	R6年
96.7%	95.2%	96.0%	96.4%

(5)職員の初任給、経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 R07.04.01現在

区分		初任給	経験年数15年	経験年数25年	経験年数35年
一般行政部門	大学卒	225,600円	—	361,450円	336,100円
	高校卒	201,000円	—	—	443,400円

※経験年数15年以降は、在職職員の平均給料月額を示したものです。

※「—」は、在職職員なし。

(6)職員手当等の状況 R07.04.01現在

区分	鳩山町		
期末・勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	06月期	1.250月分	1.050月分
	12月期	1.250月分	1.050月分
	計	2.500月分	2.100月分
扶養手当	扶養親族のいる職員に支給		
	配偶者		3,000円
	配偶者以外の扶養親族		
	子	原則	11,500円
	その他	原則	6,500円
住居手当	16歳～22歳	加算分	5,000円
	借家・借間(限度額)		28,000円
	自宅居住職員(世帯主)		0円
通勤手当	交通機関等の利用者(限度額)		150,000円
	交通用具使用者(限度額)		31,600円
管理職手当	課長	45,000円	
	課長補佐	34,000円	
地域手当	5%		
退職手当		普通退職	勸奨・定年退職
	勤続年数20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続年数25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続年数30年	34.7355月分	40.80375月分
	最高限度額	47.7090月分	47.7090月分

(7)特別職の報酬等の状況

R07.04.01現在

区分	基礎となる給料・報酬月額	期末手当	退職手当
町長	703,000円	4.60月分 (給料月額20%加算)	703,000円 × 在職月数 × $\frac{35}{100} \times \frac{115}{100}$ (任期ごと)
副町長	584,000円		584,000円 × 在職月数 × $\frac{21}{100} \times \frac{115}{100}$ (任期ごと)
教育長	558,000円		558,000円 × 在職月数 × $\frac{20}{100} \times \frac{115}{100}$ (任期ごと)
議長	298,000円	4.60月分 (給料月額20%加算)	
副議長	232,000円		
議員	211,000円		

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間・休日

勤務時間	午前8時30分午後5時15分(うち休憩時間60分)
週休日	日曜日及び土曜日
休日	祝日(国民の祝日に関する法律に規定する休日) 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(2)年次有給休暇

制度概要	1年度につき20日付与。残日数(20日限度)を翌年に繰越し可
------	--------------------------------

5 職員の休業に関する状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

なお、令和6年度に新規に取得した職員は、4名でした。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間一部について勤務しない制度で、休業した時間分の給与は、減額されます。

なお、令和6年度に新規に取得した職員は、2名でした。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分

分限処分とは、地方公務員法第28条の規定に基づき、公務能率の維持と公務の適正な運営の確保を図るために、降任、免職、休職及び降給の不利益処分を行うことです。

(令和6年度:件数)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	0
心身の故障の場合	-	-	2	-	2
職に必要な適格性を欠く場合	-	-	-	-	0
職制又は定数の改廃、予算の減少により過員等を生じた場合	-	-	-	-	0
刑事事件に関し起訴された場合	-	-	-	-	0

(2)懲戒処分

(令和6年度:件数)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	-	-	-	-	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	-	-	-	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	0

7 職員の服務の状況

(R6年度)

地方公務員法第38条の規定に基づき、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得て、いかなる事業若しくは、事務にも従事等してはならないとされています。

なお、右記の表における主な申請理由としては、農業などに従事するためとなっています。

営利企業等の従事許可の状況

区分	人数
許可	6人

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2第7項及び鳩山町「再就職者による依頼等の届出に関する規則」第3条の規定に基づき、再就職者からの要求又は依頼を受けた職員による届出については、0件でした。

9 職員の研修の状況

(1)研修の実施状況

(R6年度)

内部研修	参加人数	対象職員	外部研修(自治人材開発センター)	参加人数	対象職員
新規採用職員研修	11人	新規採用職員	階層別研修(各職級)	25人	新規採用職員・中級(基礎・実践)・主任級・主査級・課長級
第1回コンプライアンス研修	198人	全職員(会計年度任用職員含む)	文書作成力向上、伝わる！資料作成とプレゼンスキルを学ぶ、地方公務員法A、議会答弁・報道機関対応、ダイバーシティ推進、セルフマネジメント、事務ミス防止研修、マルチタスク対応力向上トレーニング、民法、人を動かす施策のための経済学的アプローチ、プログラミング的思考を学ぶ、地方自治法A、簿記入門と公会計、ゲームで学ぶ自治体経営シミュレーション、地方公務員のための業務マネジメント研修、評価者研修、面接スキル向上、ICTツール利活用のための考え方、DX時代の広報戦略、ハードクレーム対応、法制執務、災害対応を学ぶ	31人	・研修計画書に基づき指名及び自己選択
第2回コンプライアンス研修	202人				
			その他研修(組合等)	24人	

10 職員の福利及び利益の保護の状況

(1)職員の福利厚生事業の状況

(R6年度)

区分	対象者	実施回数
定期健康診断	人間ドック受診者を除く全職員	1回(2日間)

(R6年度)

区分	1人あたり補助金額	補助金額
職員互助会補助金	0円	0円

(2)公務災害の認定状況

(R6年度)

区分	傷病	死亡
公務災害	-	-
通勤災害	-	-

(3)公平委員会の状況

(R6年度)

項目	件数
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

11 その他町長が必要と認める事項

一般行政職の等級別職員数及び給料表の状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補の職務	9人	7.6%	183,500円	258,100円
2級	主事の職務	20人	16.9%	230,000円	303,800円
3級	副主幹及び主任の職務	40人	33.9%	270,800円	336,100円
4級	主幹の職務	22人	18.6%	312,400円	395,300円
5級	課長補佐及びこれに相当する職務	15人	12.7%	331,600円	426,000円
6級	課長及びこれに相当する職務	12人	10.2%	364,500円	452,200円

(注) 1 鳩山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。